

令和8年 第4回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和8年4月23日(木) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

松浦委員、知久馬委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

(1) 教育委員会事務局事業について

(2) 図書館事業について

5 議 事

議案第24号 三朝町学校運営協議会規則の一部改正について

議案第25号 三朝町就学支援連絡会運営要項の一部改正について

議案第26号 令和8年度小中学校主任及び主事の任命について

議案第27号 三朝町部活動地域移行検討委員会の委嘱について

6 協議事項

(1) 通級指導教室の指導希望について

(2) 三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

(3) 令和7年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和8年5月 日() : ~ (: 集合)

報告事項(1)

教育委員会事務局事業について

月日	時間	内容	備考
【4月】			
4月1日 (水)	9:00-	年度初め式	
4月2日 (木)	14:30-	小中校長会	
	16:00-	小中学校転入教職員等着任式	役場
4月7日 (火)	19:00-	スポーツ推進委員会定例会	
4月8日 (水)	18:30-	スポーツ少年団総会	役場
4月9日 (木)		小中学校始業式	
	~15日	ふれあい運動	
	9:30-	中部地区社会体育担当者会	中部総合事務所
	10:00-	第72回三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	文化ホール
4月10日 (金)	10:00-	小学校入学式	小学校 (28名)
	14:00-	中学校入学式	中学校 (43名)
4月11日 (土)	9:00-	スポーツ少年団結団式	スポーツセンター
4月16日 (木)	19:00-	三朝町体育協会総会	文化ホール
4月18日 (土)	9:00-	みささ青空体験塾 (開塾式)	
4月21日 (火)		全国学力・学習状況調査	4/23、4/28
		小学校PTA総会	
4月22日 (水)	8:00-	山護運動	三徳山
	11:15-	県町村教育長会	白兔会館
	13:30-	第1回県・市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月23日 (木)	14:00-	教育委員会定例会	
4月24日 (金)	13:30-	文化団体連絡協議会総会	
		中学校PTA総会	
4月25日 (土)		日本遺産ウィーク (～5月4日)	三徳山、温泉街
4月26日 (日)	8:30-	三朝町グラウンド・ゴルフ大会	健康むら
4月27日 (月)	～28日	春の区長会	各地域
4月30日 (木)	9:00-	合同園・校長会、小中校長会	
	10:00-	日本遺産三徳山を守る会理事会	
	13:30-	第2回教育行政評価委員会	
【5月】			
5月1日 (金)		小学校全校遠足	桜つつみ公園
5月3日 (日)	～5日	花湯まつり	温泉街
5月9日 (土)	～10日	中部地区スポーツ少年団交流大会 (ミニバス)	スポーツセンター
5月10日 (日)		小中PTA合同愛校作業	
5月13日 (水)	～15日	中学校3年修学旅行	東京
		中学校2年トライワーク	
5月15日 (金)		中学校1年三徳山登山	
	19:00-	スポーツ推進委員会定例会	
5月16日 (土)		小学校運動会	予備日 17、18日

5月19日 (火) ~20日	全国町村教育長会	東京
5月20日 (水)	とっとり学力・学習状況調査 (中3)	
5月21日 (木) ~22日	小学校6年修学旅行	広島
	14:30- 青少年育成鳥取県民会議	とりぎん文化会館
	とっとり学力・学習状況調査 (中2)	
5月23日 (土)	みささ青空体験塾 (田植え体験)	小河内区
5月25日 (月) 18:30-	日本遺産三徳山を守る会総会	文化ホール
5月27日 (水)	とっとり学力・学習状況調査 (中1)	
5月28日 (木) 9:30-	三朝大学入校式	
5月29日 (金)	とっとり学力・学習状況調査 (小6)	
5月30日 (土)	中学校運動会	予備日31、1日

- ・小学校プール開き 6月1日
- ・とっとり学力・学習状況調査 (小5) 6月2日
- ・とっとり学力・学習状況調査 (小4) 6月3日
- ・第50回三朝町民ゴルフ大会 6月5日
- ・みささ青空体験塾 (竹林整備) 6月6日
- ・中学校サマープラスコンサート 6月7日
- ・中学校県総体予選 6月11日~12日
- ・小学校5年船上山宿泊学習 6月18日~19日

報告事項(2)

【図書館】令和8年4月～令和8年5月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【4月】			
4月 1日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	23名
4月 8日 (水) 10:00-	【育児支援】	東学童クラブ読み聞かせと工作	26名
16:00-	【育児支援】	西学童クラブ読み聞かせ	
4月11日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	8名
4月15日 (水) 15:00-	【定期取組】	三朝中学校図書委員選書来館	10名
4月17日 (金) 14:00-		鳥取県図書館協会 企画委員会	オンライン
4月19日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
4月21日 (火) - 5/20	【企画展示】	日本遺産PR展示	観光交流課
15:00-	【育児支援】	5～7ヶ月・1歳6ヶ月健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
4月23日 (木) - 5/10	【特別企画】	こども読書週間・日本遺産ウィーク企画 ～ 子どもスタンプラリー ～	
4月25日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
- 4/26	【特別企画】	芝生でゴロン! 春の野外図書館	
- 4/26	【特別企画】	本×音楽の日(館内BGM)	
4月30日 (木)		休館日(資料整理日)	

日 時	内 容		備 考
【5月】			
5月 9日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月13日 (水) - 5/15	【育児支援】	中学校トライワーク受入	3名
5月17日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
5月21日 (木) 10:00-	【育児支援】	2歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月23日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月28日 (木)		休館日(資料整理日)	

こども読書週間

みささ図書館で

楽しい読書時間を過ごそう！

図書館に流れる
心が安らぐ **BGM音楽**

実施期間：4月25日(土)～4月26日(日)



読書のお供に。心地よい音楽でリラックス

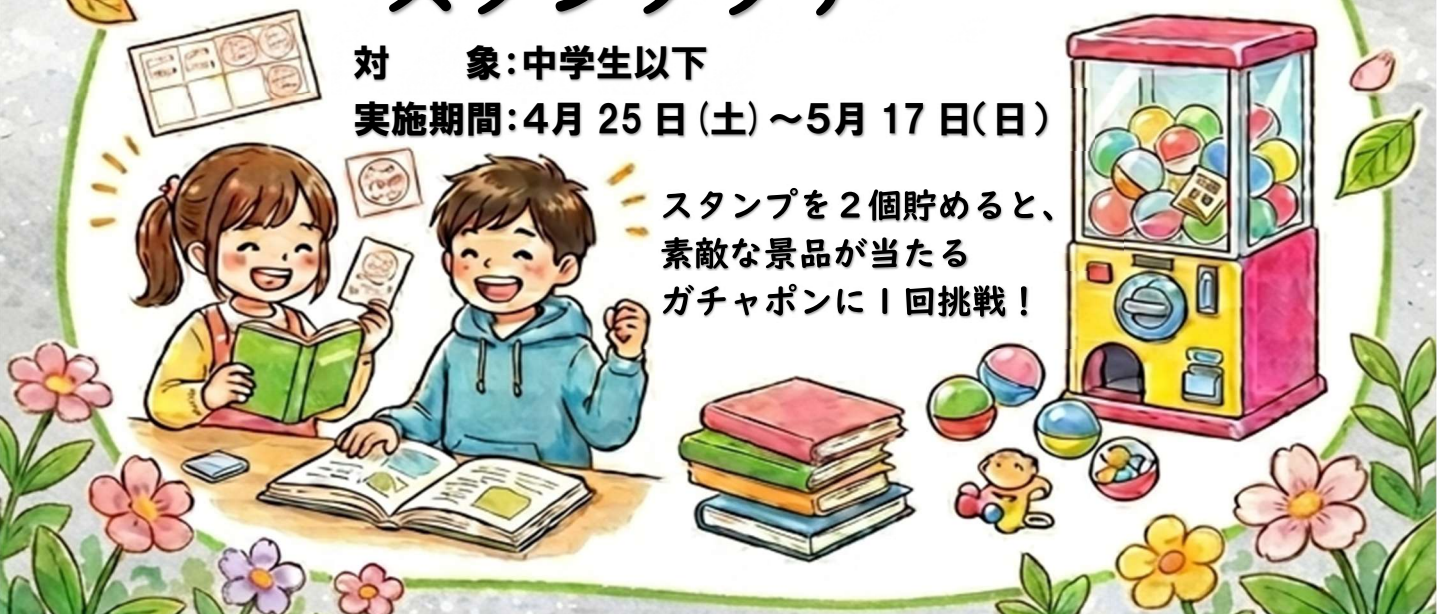
本を借りてスタンプを集めよう！

スタンプラリー

対象：中学生以下

実施期間：4月25日(土)～5月17日(日)

スタンプを2個貯めると、
素敵な景品が当たる
ガチャポンに1回挑戦！



議案第 24 号

三朝町学校運営協議会規則の一部改正について

次のとおり三朝町学校運営協議会規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 23 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

【改正の理由】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたため。

【改正の概要】

校長が毎年度基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得る事項について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関することを追加する。

【施行期日】

公布の日

三朝町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

三朝町学校運営協議会規則（令和4年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を毎年度作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を毎年度作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

三朝町就学支援連絡会運営要項の一部改正について

次のとおり三朝町就学支援連絡会運営要項の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 23 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

【改正の理由】

令和 8 年 4 月 1 日付けで施行された三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則により、三朝町教育委員会事務局組織が変更となったため。

【改正の概要】

教育総務課の表記を削る。

【施行期日】

令和 8 年 4 月 23 日

三朝町就学支援連絡会運営要項の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 連絡会の事務は、教育委員会事務局において処理する。 2 略	(庶務) 第6条 連絡会の事務は、教育委員会事務局 <u>教育総務課</u> において処理する。 2 略

附 則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。

議案第 26 号

令和 8 年度小中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和 8 年度小中学校主任及び主事を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、会計年度任用職員を除く。

【議案第 26 号 別紙】

令和 8 年度小・中学校主任及び主事の任命

主任等		学校名	三朝小学校	三朝中学校
		教 務 主 任		丸岡 美穂
学 年 主 任	第 1 学年	吉岡美奈子	梅津 浩治	
	第 2 学年	名越佐知子	横濱 圭太	
	第 3 学年	竹本 健悟	石谷留美子	
	第 4 学年	中島真奈美		
	第 5 学年	江本 大希		
	第 6 学年	眞山 貴彰		
保 健 体 育 主 事		中島真奈美	椿原 香	
人 権 教 育 主 任		竹本 健悟	杉本 一彦	
生 徒 指 導 主 事		江本 大希	戸田 涼太	
研 修 主 事		眞山 貴彰	山根 彰仁	
進 路 指 導 主 事			梅津 浩治	
司 書 教 諭		吉岡美奈子	山根亜寿香	
防 火 管 理 者		平井 尚	尾崎 豊久	
衛 生 推 進 者		田中 伸二	尾崎 豊久	
特 別 支 援 教 育 主 任		磯田 綾子	澤 明江	

議案第 27 号

三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 三朝町部活動地域移行検討委員会委員

分 野	組織・団体等	役職等	変更前	変更後
学識経験者			加藤 幸	変更なし
学校代表	三朝小学校	校長	平井 尚	変更なし
	三朝中学校	教頭	北尾 正彦	尾崎 豊久
保護者代表	三朝小学校	三朝小 P T A	平尾 聡康	決定後
	三朝中学校	三朝中 P T A	川北 和美	決定後
部活動担当教諭	三朝中学校		杉本 一彦	鵜沼 実穂
地域スポーツ 団体	町スポーツ少年団		有間 拡紀	変更なし
	町体育協会		藤原 彰二	変更なし
	町スポーツ推進員		吉田 治	変更なし

2 任 期

令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成24年教委告示第39号）第4条第3項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

- 第4条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第1号）を在籍学校長に提出する。
- 2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第2号）を提出する。
- 3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。
- 4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第3号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第4号）を通知する。

協議事項(2)

三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町男女共同参画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 前任の教育委員の任期満了による（前任者：松浦 靖明） |
| 3 | 任期 | 令和8年5月1日から令和10年4月30日まで |

《参考》

○三朝町男女共同参画推進条例

（審議会の設置）

第7条 前条第3項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

（組織等）

第8条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 第1号及び第2号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

協議事項(3)

令和7年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。